

## 令和6年第3回うきは市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和6年2月28日（水） 18時00分～20時30分

場 所 うきは市役所 西別館 第1会議室

招 集 樋口 則之（教育長）

出席委員 平位 秀敏（職務代理者） 家永 由里子（委員）

處 愛美（委員） 古賀 公彦（委員）

事務局 井上 理恵（学校教育課長） 山崎 穰（生涯学習課長）

物部 由紀子（指導主事）

|     |        |                                         |
|-----|--------|-----------------------------------------|
| 議 事 | 議案第3号  | うきは市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について              |
|     | 議案第4号  | うきは市立学校職員の長時間勤務に係る面接指導実施要綱の制定について       |
|     | 議案第5号  | うきは市立中学校部活動地域移推進協議会設置要綱の制定について          |
|     | 議案第6号  | うきは市立中学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定について         |
|     | 議案第7号  | 白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定について       |
|     | 議案第8号  | うきは市公共施設予約システムの利用に関する要綱の制定について          |
|     | 議案第9号  | うきは市教育委員会に委任された施設使用料の減免に関する規則の制定について    |
|     | 議案第10号 | うきは市船越運動公園条例施行規則の制定について                 |
|     | 議案第11号 | るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
|     | 議案第12号 | うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
|     | 議案第13号 | うきは市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則について            |
|     | 議案第14号 | うきは市スポーツアイランド条例施行規則の一部を改正する規則について       |
|     | 議案第15号 | うきは市吉井体育センター条例施行規則の一部を改正する規則について        |

- 議案第 16 号      うきは市浮羽体育センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 17 号      うきは市大春トリムセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 18 号      うきは市居蔵の館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 19 号      うきは市菊竹六鼓記念館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 20 号      うきは市民大学設置規則の一部を改正する規則について
- 議案第 21 号      うきは Active Lab. 実行委員会補助金交付要綱の制定について
- 議案第 22 号      うきは市立歴史民俗資料館の休館日（開館日）等の変更について
- 議案第 23 号      令和 5 年度 3 月補正予算要求について
- 議案第 24 号      令和 6 年度当初予算要求について

- 協議事項      (1) 令和 6 年度学年始休業日の決定について
- (2) 卒業式・入学式について（確認）
- (3) 請願書（浮羽中学校の評定誤り）に対する審議について

- 報告事項      (1) 区域外就学について
- (2) 児童生徒指導上の諸問題に関する実態調査(令和 6 年 1 月末月例報告)について

- そ の 他      (1) 令和 6 年 3、4 月分    主な行事予定
- (2) 卒業式・入学式の割り振りについて

|     |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長 | <p>ただ今からうきは市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>会議の日程は本日限りいたします。</p> <p>あらためまして、公開・非公開に関わらず、教育委員の皆さんには地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条、第12条による守秘義務がありますので、よろしくお願いします。</p> <p>本日の議事録署名者には、家永委員を指名いたします。</p> <p>諸般の報告について何かありましたら事務局お願いします。</p> |
| 事務局 | <p>特にありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                |
| 教育長 | <p>2月26日のみやま市の学校給食時の小学1年生の死亡事案について、27日に全校に対して、給食中の窒息事故の防止の徹底について通知を出しました。県教委からも通知が来ています。うずらの卵について、今後の取り扱いを検討しているところです。</p>                                                                                                                     |
| 教育長 | <p>議案第3号について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第3号 うきは市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について</b></p> <p>このことについては、特別支援学校の就学奨励に関する法律に基づき、市内小中学校の特別支援学級に在学する児童及び生徒の保護者現在、国の事務処理資料に基づいて運用していますが、市の交付要綱の定めがなかったため、制定するものです。また、この告示は令和6年4月1日としています。</p>                                                   |
| 教育長 | <p>何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                           |
| 全委員 | <p>賛成</p>                                                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長 | <p>議案第4号について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第4号 うきは市立学校職員の長時間に係る面接指導実施要綱の制定について</b></p> <p>このことについては、平成20年に制定したうきは市立学校職員の面接指導実施要領により面接指導を実施しておりますが、実施方法が文部科学省のガイドライン等に即していない部分もあるため、内容の見直しを行い、本要綱を制定するものです。また、公布の日から施行することとしています。</p>                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長  | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                           |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長  | 議案第 5 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                |
| 事務局  | <p><b>議案第 5 号 うきは市立中学校部活動地域移推進協議会設置要綱の制定について</b></p> <p>このことについては、地域子どもたちは学校を含めた地域で育てるという意識のもと、生徒が持続的にスポーツ・文化クラブ芸術活動に取り組める望ましい環境を整備するため、要綱を制定するものです。委員の定数は 15 人以内としています。またこの訓示は、公布の日から施行することとしています。</p> |
| D 委員 | 委員に「吹奏楽関係者」がいますが、吹奏楽に特化した委員を入れた理由は何ですか。                                                                                                                                                                 |
| 事務局  | <p>中学校の部活動にはスポーツ系と文化系があり、スポーツ系での委員としては市のスポーツ協会やスポーツ推進委員に依頼することができます。しかし、文化系の委員として、市の文化協会では部活動と内容が異なるため、文化系の部活動で、かつ、合同で部活動をする部としては吹奏楽しかないのが現状であるため、そのように特化した委員としたものです。</p>                               |
| 教育長  | ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                        |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                      |
| 教育長  | 議案第 6 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                |
| 事務局  | <p><b>議案第 6 号 うきは市立中学校部活動の地域移行に関する推進計画の策定について</b></p> <p>このことについては、部活動の地域移行に関して、国の動向や県の方向性をもとに、本市の計画を策定し、部活動の地域移行の取り組みを進めていくものです。計画期間は令和 7 年度までの 3 年間としています。</p>                                        |
| 教育長  | <p>県内市町村でかなり差があります。宗像市など市内に大学がある市は地域移行が進んでいます。地域の実情を見ながら多様な活動のあり方をしていく</p>                                                                                                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>中で、地域がに受け皿があることが大切です。</p> <p>何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 教育長  | 議案第 7 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局  | <p><b>議案第 7 号 白壁交流広場及び白壁の小路の設置及び管理に関する条例の制定について</b></p> <p>うきは市立公園条例から白壁交流広場が外れることに伴い、令和 6 年 4 月 1 日から管理が建設管理係から文化財保護係へ移管されます。また、現在整備している吉井郵便局から少し西側の歩行者用通路が年度内に完成しますので、この 2 カ所の活用を図り、地域住民の生活環境の向上及び筑後吉井の歴史的町並みの賑わいづくりに寄与し、地域の活性化を推進することを目的として設置及び管理に関する条例を定めるものになります。条例の内容については、うきは市立公園条例と大きく変わるところはありません。第 4 条から第 6 条にかけて指定管理者による管理運営について記載しておりますが、今すぐ指定管理を行うことは予定しておりません。第 9 条の使用料については、今までの市立公園条例の金額と同額としております。この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行になります。</p> |
| 教育長  | 何かご意見・ご質問はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| A 委員 | 白壁の小路の住所は吉井町 1245 番地 1 で正しいのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事務局  | 正しいです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| A 委員 | 小路の北側の方は 1245 番地 2 であったので、確認です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 合筆ではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| B 委員 | 小路の名称は、どこかで公表したのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局  | まだしていません。お披露目と同時にできればと考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長  | ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |

|     |                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長 | 議案第 8 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                        |
| 事務局 | <p><b>議案第 8 号      うきは市公共施設予約システムの利用に関する要綱の制定について</b></p> <p>令和 6 年 3 月 1 8 日から、るり色ふるさと館など生涯学習課管理施設の予約がスマホやパソコンからできるようになりますので、その利用に関する要綱を定めたものになります。オンライン決済はクレジットカードのみで、それ以外は、窓口での支払いになります。</p> |
| 教育長 | 出向かなくても予約できるシステムですが、窓口での申請との併用は 1 年間でですか。                                                                                                                                                       |
| 事務局 | 令和 6 年度の 1 年では難しいかもしれないと考えています。                                                                                                                                                                 |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                   |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                                                                              |
| 教育長 | 議案第 9 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                        |
| 事務局 | <p><b>議案第 9 号      うきは市教育委員会に委任された施設使用料の減免に関する規則の制定について</b></p> <p>今までうきは市社会教育施設使用料減免規則、うきは市社会体育施設使用料減免規則、うきは市立図書館施設使用料減免規則と別々に減免規則があったものを一本化するもので、内容自体に変更はありません。</p>                           |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                   |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                                                                              |
| 教育長 | 議案第 10 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                       |
|     | <p><b>議案第 10 号      うきは市船越運動公園条例施行規則の制定について</b></p> <p>船越運動公園の施行規則を定めていなかったので、他の体育施設の施行規則を参考に定めたものになります。条文は休館日に芝の養生期間を加えたぐらいで、他の体育施設の施行規則と大きく変わるところはありません。</p>                                  |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                   |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長  | 議案第 11 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局  | <p><b>議案第 11 号 るり色ふるさと館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>施設予約がスマホやパソコンからできるようになります。申請書や許可書の様式等が今までの紙の様式と異なるため、規則に記載している様式を削除するものになります。また利用許可を受けた事項を変更できる期間が施設で異なっていたため、「3 日前」までを「5 日前」までに変更して、他の施設に合わせるものになります。</p>                        |
| 教育長  | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                                                       |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 教育長  | 議案第 12 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局  | <p><b>議案第 12 号 うきは市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>令和 6 年 3 月 21 日からくろめ広域電子図書館のサービスが開始されますので、第 2 条の図書館が行う事業に「くろめ広域電子図書館の共同運用事業にすること」を追加するものです。また、施設利用申請できる期間を「5 日前」までを「7 日前」までに変更して、他の施設に合わせます。施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p> |
| C 委員 | 電子図書はどのようになっていますか。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局  | ブラウザで見ることができます。                                                                                                                                                                                                                                     |
| D 委員 | 電子図書と同様のものですか。例えば「キンドル」のようなものですか。                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | アプリはいりません。1 万冊準備しています。                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長  | ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                                                    |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                  |

|     |                                                                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長 | 議案第 13 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 13 号      うきは市文化施設条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p>      |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 14 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 14 号      うきは市スポーツアイランド条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p> |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 15 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 15 号      うきは市吉井体育センター条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p>  |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 16 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 16 号      うきは市浮羽体育センター条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p>  |

|     |                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 17 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 17 号      うきは市大春トリムセンター条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p>                                                                                                                 |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 18 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 18 号      うきは市居蔵の館条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>施設利用申請できる期間、変更できる期間を他の施設に合わせるものになります。こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。また、開館時間を「午前 9 時」から「午前 10 時」に変更を行います。この 1 時間は来館者がほとんどいませので、経費削減のために開館時間の変更するものです。</p> |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                              |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                                                                                                         |
| 教育長 | 議案第 19 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p><b>議案第 19 号      うきは市菊竹六鼓記念館条例施行規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>施設利用許可の変更できる期間を他の施設に合わせるものになります。こちらも施設予約システム運用に伴い申請書等の様式を削除するものになります。</p>                                                                                   |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                              |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育長  | 議案第 20 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | <p><b>議案第 20 号     うきは市民大学設置規則の一部を改正する規則について</b></p> <p>第 2 条は市民大学の事業について記載しているため、「講座内容及び講座間の交流」から、「講座内容」を削除して整理するものです。また男女共同参画学部が令和 2 年度から市民大学から外れていますが、設置規則はそのままになっていたため、削除するものです。</p>                                                                                    |
| 教育長  | 何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育長  | 議案第 21 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | <p><b>議案第 21 号     うきは Active Lab. 実行委員会補助金交付要綱の制定について</b></p> <p>壱岐島体験や鷹取登山を行っているうきは Active Lab. について、令和 6 年度から実行委員会を作って事業についての意見を頂戴しながら、当事業をより良いものにしたいと考えております。実行委員会は教育長、社会教育委員、北筑後教育事務所職員などを予定しています。また、予算は実行委員会へ補助を行い、補助の中からバス代等を支払う形式に変更しますので、その補助金交付要綱を定めたものになります。</p> |
| B 委員 | 補助金を交付して実施するということですね。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | 北筑後教育事務所を入れていくことで、内容が充実していくと思います。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 教育長  | ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 全委員  | 賛成                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育長  | 議案第 22 号について、事務局の説明を求めます。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局  | <p><b>議案第 22 号     うきは市立歴史民俗資料館の休館日（開館日）等の変更について</b></p> <p>浮羽歴史民俗資料館に展示していた五庄屋関係の展示資料については、吉井歴</p>                                                                                                                                                                         |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>史民俗資料館へ移設して、社会科見学対応も行うように変更します。代わりに農具民具などを浮羽へ移設するようにしています。浮羽歴史民俗資料館は日曜日のみ開館して、火～土曜日で見学希望の場合は前日までの予約制に変更していきます。金子文夫資料展示館は木、土、日曜日を開館して、おひなさまめぐり等のイベント期間時は不定休で開館となります。令和6年4月1日から変更して、問題がなければその後規則改正を行うことにしています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| C 委員 | <p>大石堰や長野水神社の見学はどうなりますか。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局  | <p>歴史民俗資料館で説明した後に現地へ行く方がルートがよいし、民具についても吉井歴史民俗資料館にまとめるよう考えています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 教育長  | <p>ほかに何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 全委員  | <p>賛成</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教育長  | <p>議案第23号について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局  | <p><b>議案第23号 令和5年度3月補正予算要求について</b></p> <p>10款1項 教育総務費 2目 事務局費19節 扶助費 12,000千円の減額で、幼稚園施設等利用費及び預かり保育事業利用費の利用実績見込みにより、減額するものです。 内訳としましては、施設等利用費 9,900 千円、預かり保育 2,100 千円の減額です。</p> <p>10款2項2目 教育振興費18節 負担金、補助及び交付金 小学校給食支援金として 28,600 千円の増額です。物価高騰による市内小学生の保護者負担軽減を図り子育て支援を行うため、給食食材費補助として 6,292 千円と小学校給食支援金 22,308 千円を計上するものです。給食食材費補助 6,292 千円につきましては、物価高騰により影響を受ける学校給食の食材費を補助し、これまで同様の給食の質を維持するため、1人当たり月 400 円、児童 1,430 人分の1年分(11月)として算出しています。なお、小学校給食支援金 28,600 千円は全額、令和6年度へ繰越して活用するものです。</p> <p>10款3項2目 中学校 教育振興費18節 負担金、補助及び交付金 中学校給食支援金として 18,408 千円の増額です。物価高騰による市内中学生の保護者負担軽減のため、給食食材費補助 3,432 千円と、中学校給食支援金 14,976 千円を支援するものです。なお、中学校給食支援金 18,408 千円についても全額、令和6年度へ繰越して活用するものとしています。</p> <p>10款4項2目文化財保護費、7節報償費 5,300 千円の減額及び13節使用料及び賃借料 3,500 千円の減額については、福岡県朝倉農林事務所の山北北原地区の農業用水管埋設工事に伴う発掘調査費用が見込みより少なくて済んだ</p> |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>ため発掘作業員謝礼、重機等の機材借上料を減額するものになります。</p> <p>18 節負担金、補助及び交付金、伝統的建造物群保存地区補助金 4,100 千円の減額になります。当初は屋根まで修理する予定でしたが、外壁の修理のみとなったため、減額するものです。町並み保存地区保存対策費補助金 3,000 千円の減額になります。予定していた修理事業が 1 件取り下げとなったため減額するものになります。</p> <p>3 目芸術文化振興費、10 節需用費光熱水費では、3,900 千円の減額になります。内訳として白壁ホールの電気料減額分 1,900 千円、かわせみホール電気料減額分 2,000 千円によるものです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長 | <p>何かご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 全委員 | <p>賛成</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 教育長 | <p>議案第 24 号について、事務局の説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事務局 | <p><b>議案第 24 号 令和 6 年度当初予算要求について</b></p> <p>2 款 1 項 9 目 地域活性化推進費、生涯学習課では 4,800 千円を計上します。文化財保護係の地域おこし協力隊「歴史まちづくりプランナー」1 名分になります。うきは市には国指定の古墳や歴史的なまちなみが残る伝統的建造物群保存地区など、多種多様な歴史文化資源が存在しています。それらの資源を活用した歴史文化の普及啓発活動などを担当してもらいます。</p> <p>予算の主なものは 1 節報酬、3 節職員手当、4 節共済費等になります。</p> <p>また、12 節 文化財活用等業務委託料 500 千円については、歴史文化財の活用に関連する取組について、チラシ、HP、SNS 等の PR ツールを作成し、市内外へ幅広く周知し情報発信を行うものになります。</p> <p>2 款 1 項 1 6 目 地方創生推進費かがやく“ひと”育成事業として、12,700 千円を計上しております。463 千円の減額でございます。</p> <p>主なものとしまして、1 節 報酬では、4,554 千円のうち、940 千円を計上しております。会計年度任用職員報酬 1 名分で市民大学のいきいき学部のコーディネーターでございます。7 節 報償費では、講師謝礼等 3,256 千円を計上しております。内訳としましては、うきは市民大学の、子ども未来学部、いきいき学部、一般教養学部、地方創生学部の講師謝金等を計上しております。10 節 需用費では、消耗品費 708 千円のうち 408 千円を計上しております。寺子屋や人材バンク、親子陶芸教室等に係わる消耗品です。食糧費 87 千円では、体験活動の食材代と講師用弁当代です。印刷製本費 94 千円を計上しております。市民大学パンフレット印刷代です。医薬材料費 2 千円は、子ども未来学部体験事業医薬品代です。11 節 役務費では、通信運搬費の 51 千円は、市民大学開校式案内はがき郵送代です。受験手数料 182</p> |

千円は、寺子屋受講生の漢字検定、算数検定受験手数料となります。傷害保険料 40 千円は、寺子屋受講者及び支援員の保険料となります。12 節 委託料では、パソコン講習会委託料 440 千円を計上しています。市民大学一般教養学部の主催講座でパソコン入門、ワード（基礎、活用）、エクセル（基礎、活用）等の講座に対する委託料です。18 節 負担金、補助及び交付金のうちうきは ActiveLab. 実行委員会補助金 4,338 千円は、R5 年度までは壱岐島自然体験事業委託料や消耗品費等に分かれて予算化しておりましたが、R6 年度からは社会教育委員や教育事務所職員などからなる実行委員会を組織して意見を取り入れながら事業の立案・実施を行う形に変更して行う予定です。募集は市内の小学 4 年生から 6 年生の 48 名の参加としています。

10 款 1 項 教育総務費 1 目教育委員会費 本年度予算額 1,918 千円、前年比 95 千円の減です。1 節 報酬 教育委員会委員 4 名の報酬です。・8 節 旅費 費用弁償、18 節 負担金、補助及び交付金については、2 年に 1 回開催される九州地区市町村教育委員会連合会・総会が今年度は開催されないため、減額となるものです。

2 目 事務局費、本年度予算額 120,811 千円で、前年比 6,432 千円の減額です。1 節 報酬、3,498 千円について、学校職員健康管理医報酬、各委員会等の委員報酬は前年同額です。1 節報酬のうち会計年度任用職員は、ICT 専門員で 4 年目となります。小・中学校の ICT に関する教員からの相談に対して指導、助言を行ったり、あるいは新規の ICT 授業に対するサポートを行うなど ICT に関する授業補助等を行っており、常に教員のサポートを担っています。また、令和 6 年度から勤勉手当が導入されるため、職員手当や共済費も増額となっています。13 節使用料 468 千円は、就学援助システム導入によるシステム保守料で 308 千円の増額です。令和 5 年度に導入しました就学援助システムを使用して、認定基準について精査しております。令和 6 年度分から新しい認定基準による支給開始と計画していますが、令和 6 年度は骨格予算であるため、市長選後の補正予算に計上予定としています。18 節 負担金補助及び交付金 1,580 千円のうち、給食費補足給付費補助金 1,128 千円は、48 千円の増額です。これについては、補足給付額が 4,500 円から 4,700 円になったことによる増額で、20 名で算出しています。また、幼稚園給食費補助金 250 千円は 5 千円の減額です。これについては、実績により、前年比 20 名減の 100 名で算出しています。19 節 扶助費、幼稚園施設等利用費 34,230 千円については、6,846 千円の減額です。令和元年 10 月からの幼稚園の無償化に伴い予算を計上しておりますが、前年度までの実績を踏まえて、施設等利用費 100 名（20 名減、前年度 120 名）、預かり保育事業利用費 25 名で算出しています。

3 目 教育センター費、本年度予算額 17,017 千円、前年比 1,610 千円の増額です。1 節 報酬、3 節 職員手当等、4 節 共済費は教育センター職員 5 名分で、副所長 1 名、指導主事 2 名、教育相談員兼指導主事 1 名、事務員 1 名

となっています。令和 6 年度から勤勉手当が導入されるため、職員手当や共済費も増額となっています。13 節 使用料及び賃貸料、117 千円のうち、機材借上料 56 千円は、固定 IP 独占使用料 12 ヶ月分です。

4 目教育振興費、本年度予算額 13,695 千円です。この予算につきましては、令和 5 年度まで、A L T 派遣業務委託を中学校教育振興費の 1 2 節に A L T 派遣業務委託料として計上していましたが、小学校においても該当する事業ですので、教育総務費へと項目を変更したものです。12 節委託料、A L T 派遣業務委託料 13,695 千円については、A L T 派遣業務を R3.9 月～R6.3 月まで N O V A ホールディングス株式会社に委託していましたが、令和 5 年 11 月に、プロポーザル方式による選定を実施し、5 事業者の中から、株式会社ボーダーリンクに決定しました。R6.4 月～R11.3 月までの 5 年間、総額 68,475 千円です。A L T 派遣は 3 名で、小学校 1 名、中学校 2 名で 1 年分を計上しています。

1 0 款 2 項 小学校費 1 目学校管理費、本年度予算額 369,395 千円、前年比 29,111 千円の減額です。1 節 報酬、88,482 千円について、学校医報酬、学校薬剤師報酬、学校評議員報酬は前年同様、各学校に配置されている方の分です。会計年度任用職員は予算補足資料 144 ページに掲載している 45 名で、前年同数となっています。こちらにつきましても令和 6 年度から勤勉手当が導入され、職員手当、共済費が増額となっています。2 節 給料 6,957 千円、任期付一般職員は、少人数指導特別教員 2 名分です。10 節需用費 74,698 千円で、前年比 39,548 千円の減額です。主なものとして、光熱水費は、7 校で 37,990 千円の減額、修繕料は 125 千円の減額で、内訳として、消防設備点検指摘による取替修理が 1,059 千円の減額、給食室の洗浄機や消毒保管機等の修繕が 934 千円の増額となっています。12 節 委託料、健康診断委託料 601 千円は、会計年度任用職員 45 名分です。また、スクールバスの運転手の脳ドック健診委託料 228 千円 6 人分を計上しています。

次に、設計監理委託料 3,923 千円の内訳は、吉井小学校と江南小学校の屋内運動場トイレ改修工事設計監理委託料となっています。14 節 工事請負費 42,498 千円については、小学校の営繕工事です。千年北校舎側溝整備工事 1,056 千円、山春小学校学習室空調改修工事 1,353 千円などを実施する予定です。

2 目 教育振興費、本年度予算額 92,924 千円で、前年比 23,577 千円の増額です。1 節 報酬、会計年度任用職員は通級指導教室補助員分です。令和 6 年度の通級指導教室の児童は、7 名を予定しています。10 節 需用費、消耗品費 33,111 千円のうち、主なものは、令和 6 年度から小学校の教科書が改訂されたことに伴い、教師用指導書 17,794 千円、指導者用デジタル教科書 12,720 千円 を計上しています。11 節 役務費、通信運搬費 3,101 千円のうち、主なものは、光回線使用料 989 千円、学習系ネットワーク使用料 739 千円、校務用ネットワーク使用料 1,082 千円となっています。17 節 備品購入

費、理科振興備品購入費 1,100 千円は毎年 2 校ずつを対象として備品を購入していますが、令和 6 年度は、中学校 2 校が対象となったため、今年度は減額になっています。給食の振興備品購入費 2,500 千円は、山春小学校の昇降式食器消毒保管機の購入です。18 節 負担金、補助及び交付金、4,123 千円は、前年比 6,427 千円の減額です。主な要因として、小学校給食支援金の減額分です。令和 6 年度分は 3 月補正予算に計上しております。19 節 扶助費 16,076 千円のうち、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 11,867 千円については、全体として 144 名で算出しており、新入学児童は 22 名、第 6 学年の修学旅行費や卒業アルバム代等は 26 名で算出しています。また、特別支援教育就学奨励費 4,139 千円については、全体を 120 名、新入学児童は 15 名、第 6 学年は 25 名として算出しています。

10 款 3 項 中学校費 1 目 学校管理費、本年度予算額 138,589 千円、前年比 12,645 千円の減額です。1 節 報酬、25,291 千円について、学校医、学校薬剤師、学校評議員は前年と同様、両中学校に配置されている方の分です。会計年度任用職員 13 名は、予算計上時は、栄養教諭（吉井中）を 1 名増員していましたが、現時点では、令和 5 年度同様、県費負担常勤講師で雇用できる予定となっています。また、令和 6 年度から勤勉手当が導入されるため、職員手当や共済費が増額となっています。10 節 需用費 41,752 千円は、25,274 千円の減額で、主なものとして光熱水費、22,140 千円の減額です。12 節 委託料のうち、健康診断委託料 120 千円は、小学校と同様、会計年度任用職員の総合健診等を受けるものです。スクールバス運転委託料 440 千円は、部活動の地域移行に向け、土日の合同部活動の際の中学校間の生徒の移動手段としてスクールバスを活用するため、運転をシルバー人材センターに委託するものです。14 節 工事請負費 15,904 千円については、中学校の営繕工事で、吉井中学校屋内消火栓改修工事 660 千円、浮羽中学校運動場南側フェンス改修工事 1,606 千円 などを実施予定です。

2 目 教育振興費、本年度予算額 51,022 千円で、16,969 千円の減額です。

減額の主なものとして、12 節委託料、ALT 派遣業務委託料 13,809 千円の減額で、この事業を 10 款 1 項 4 目へと変更したため、減額となったものです。1 節 報酬、会計年度任用職員は、不登校児童生徒適応指導事業の指導員 2 名です。7 節 報償費、支援・相談員謝金 455 千円は、部活動コーディネーター謝金です。令和 5 年度より、部活動地の地域移行に向けて、部活動における中学校との連絡調整や安全管理、指導者の派遣管理等を行うコーディネーターを配置しており、剣道部、柔道部、吹奏楽部など、できる部活動から土日に合同練習を始めています。また、令和 6 年 2 月から部活動地域移行推進協議会を発足して協議を進めているところです。11 節 役務費、1081 千円のうち、通信運搬費 942 千円は、主なものとして、光回線使用料として 283 千円、学習系ネットワーク使用料として 482 千円を計上しています。13 節 使用料及び賃借料、車等借上料 5,539 千円の主なものとしては、対外体育文化

出場バス借上料 4,400 千円、宿泊研修バス借上料 1,089 千円です。17 節 備品購入費 2,500 千円のうち、吹奏楽の楽器購入が 1,500 千円で、今年度は浮羽中学校となっています。また、理科備品購入費 1,100 千円は、小中学校合わせて、毎年 2 校ずつとしています。令和 6 年度は中学校 2 校が対象校となっています。18 節 負担金、補助及び交付金 3,680 千円は、4,136 千円の減額です。減額の主な要因として、令和 5 年度は中学校給食支援金が当初予算に計上されたためです。19 節 扶助費 15,057 千円のうち、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 12,665 千円については、全体として 77 名で算出しており、新入学生は 26 名、第 3 学年の修学旅行費や卒業アルバム代等は 27 名として計上しています。また、特別支援教育就学奨励費 2,392 千円については、全体として 40 名、新入学生 15 名、第 3 学年を 15 名として計上しています。

10 款 4 項 1 目 社会教育総務費、本年度予算額 127,086 千円、前年度比 4,798 千円の減額です。減額の主な要因としては、るり色ふるさと館電気料 9,195 千円の減になります。主なものとしまして、1 節報酬、会計年度任用職員 5 名分 8,670 千円は、社会教育指導員 2 名及び地域活動指導員 3 名分です。社会教育指導員は、窓口業務の他、寺子屋事業、市民大学事業に係わる業務を主に行っています。地域活動指導員は、窓口業務の他、人権同和教育事業、二十歳の集い、市民大学主催講座に係わる業務を主に行っています。7 節報償費 835 千円は、二十歳の集いの記念品及びアトラクション等の謝礼です。10 節需用費 10,006 千円は、主にるり色ふるさと館の管理に係わるものです。光熱水費 7,665 千円は、料金プラン変更のため昨年度より（9,195 千円）減額しております。11 節役務費 855 千円は、主にるり色ふるさと館管理に係わるものです。その他手数料のうち 191 千円は施設予約電子決済手数料になります。12 節委託料 13,761 千円は、主にるり色ふるさと館の管理に係わるものです。庁舎総合管理等委託料 4,455 千円は、設備巡回点検、設備機器点検、環境衛生管理を委託するものです。清掃委託料 4,325 千円は、るり色ふるさと館の日常の清掃、定期清掃、ガラス清掃等です。社会教育施設管理委託料 3,605 千円は、るり色ふるさと館、吉井体育センター、白壁ホールの管理業務をシルバー人材センターに委託するものです。施設予約システム保守委託料 827 千円は、社会教育施設、社会体育施設の施設借用予約がスマホやパソコンからできるようにするためのシステムの保守委託になります。13 節使用料及び賃借料 2,326 千円は、るり色ふるさと館で使用するものです。18 節負担金、補助及び交付金では、筑後地区社会人権・同和教育推進協議会負担金 120 千円及び県社会人権・同和教育担当者協議会負担金 30 千円は人権同和対策室からの所管替になります。

2 目 文化財保護費、本年度予算額 114,591 千円。前年度比 53,311 千円の増額です。減額の主な要因としては、筑後吉井伝建地区内の通路整備が R5 で完了したこと、古畑古墳整備を肉付予算にしたことが挙げられます。1 節

報酬では、会計年度任用職員 18 人分として、22,041 千円を計上しています。埋蔵文化財専門員（学芸員）1 名、収蔵庫での遺物整理作業職員 9 名、資料館 3 ヶ所の職員 6 名、文化財学芸員補助 2 名の計 18 名分です。7 節報償費では、緊急発掘調査作業員謝礼 4,333 千円を計上しています。屋形古墳群整備に係る古畑古墳の内容確認調査（西ノ城古墳の埋め戻し）、また、一般の開発に伴う試掘、発掘調査による作業員謝礼です。12 節委託料、設計監理委託料 150 万円は伝建地区内において町並み無料相談等の実施により、町並み景観に合った設計を行うもので町並み設計会に委託するものです。測量調査委託料 1,735 千円は、屋形古墳群の古畑古墳の葺石を測量し図化するために調査するものです。伐採委託料 1,021 千円は、古墳（原・日岡・月岡・重定）の樹木を伐採するものです。文化財情報発信業務委託料 1,500 千円は、うきは市の古墳を紹介するWEBサイト・SNS 等の情報発信ツールを構築し、文化財に関するイベントの紹介など、情報を広く発信していきたいと考えております。子ども学芸員制度街なみ案内サイン調査等業務委託料 1,200 千円は、筑後吉井エリアの案内サインは H17 年頃に整備しているが劣化してきている。また地域住民や観光客からも案内がわかりにくいとの声もあることから、案内サインの全体調査を行い、筑後吉井の町並みにあったデザイン方向性の検討を行うものです。13 節使用料及び賃借料のうち、機材借上料 2,558 千円は、埋蔵文化財調査のために重機等を借上るものです。14 節工事請負費、1,540 千円は吉井資料館の空調を整備するものです。施設バリアフリー化改修工事費 616 千円は町並み交流館商家のトイレに行きやすくするための段差解消等の工事を計上しています。18 節負担金、補助及び交付金 43,938 千円は、主なものとして伝統的建造物群保存地区補助金 33,000 千円です。新川田竈地区で 3 件、筑後吉井地区で 2 件の修理補助を予定しております。

町並み保存地区保存対策費補助金 10,500 千円では、新川田竈地区、筑後吉井地区で 4 件の修景補助を予定しております。

3 目 芸術文化振興費、本年度予算額 47,172 千円。前年度比 10,136 千円の減額です。10 節需用費の光熱水費は 11,532 千円の減額となっております。18 節負担金、補助及び交付金では、文化事業費補助金 4,200 千円を計上しております。文化事業実行委員会と協議を重ね、小学校文化鑑賞会などを実施していきたいと考えております。

6 目 図書館費、本年度予算額 65,344 千円。前年度比 25,956 千円の減額（光熱水費の減額と LED 工事費の減額により）でございます。1 節 報酬では、会計年度任用職員 10 名分 19,468 千円を計上しております。館長 1 名、図書司書 7 名、図書館 3 階職員 2 名です。7 節報償費では、講師謝礼等として 259 千円を計上しています。読み聞かせ講座、ものづくり教室、図書館イベントの講師謝金です。10 節 需用費では、消耗品費 3,241 千円を計上しています。新聞、雑誌、ブックスタート配布用図書などを購入予定です。光熱水費 8,658 千円は、昨年度より 11,515 千円減額しております。12 節 委託料では、セカ

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>ンドブック事業委託料 427 千円、令和 5 年度からの事業になります。10 ヶ月児対象のブックスタート事業のフォローアップとして、1 歳半の子どもを対象に絵本 1 冊の配布を行います。13 節 使用料及び賃借料では、図書館貸出管理システム使用料 4,691 千円を計上しております。現在の契約は R7 年 2 月までで、その後は 1 年間の再リースを予定しております。17 節 備品購入費では、新刊図書購入費として 8,920 千円を計上しております。おおよそですが、本に 8,100 千円、音楽 CD に 160 千円、DVD に 660 千円と予算を割り振り、購入を予定しております。18 節 負担金、補助及び交付金 久留米広域電子図書館共同運用事業費負担金 510 千円は R6 年度から久留米市・大川市・小郡市・大刀洗町・大木町と一緒に電子図書館の運用を行いますので、運用事業費負担分になります。</p> <p>10 款 5 項 1 目 保健体育総務費、本年度予算額 16,222 千円、前年度比 562 千円の増額です。1 節 報酬では、スポーツ推進委員 28 人分の報酬 1,470 千円を計上しております。7 節 報償費では、記念品代 1,500 千円を計上しています。市民ロードレースなどの記念品代になります。8 節 旅費では、スポーツ推進委員の費用弁償として 1,134 千円を計上しております。12 節委託料では、園児等水泳指導教室委託料 162 回分 4,037 千円を計上しております。18 節 負担金、補助及び交付金 5,703 千円は、スポーツ協会補助金 1,459 千円は前年同額でございます。現在、21 の部がございます。スポーツ事業等補助金 2,000 千円は、スポーツ講演会、教室等の開催費として計上しています。</p> <p>2 目 体育施設費、本年度予算額 77,920 千円で、前年度比 87,739 千円の減額です。主なものとしては 10 節 需用費では、光熱水費 5,594 千円は、うきはアリーナ以外の体育施設の電気料となります。修繕料 2,900 千円は、うきはアリーナを含む、すべての体育施設の修繕料となります。12 節 委託料では、草刈等委託料として、1,814 千円、浮羽体育センター、大春トリムセンター、筑後川大石グラウンド、船越運動公園分です。浄化槽清掃管理委託料 1,646 千円は、スポーツアイランド分です。体育施設管理委託料 3,592 千円は、浮羽体育センター、吉井体育センター、スポーツアイランド分です。スポーツアイランド樹木等管理委託料 6,000 千円は昨年同額です。総合体育館指定管理委託料 49,290 千円は、うきはアリーナ指定管理として令和 6 年度が 2 年目の契約に入ります。14 節 工事請負費 3,413 千円では、体育施設の維持補修の営繕工事費になります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 教育長  | 何かご意見・ご質問はありませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| A 委員 | かわせみホールは使用できますか。大ホールはどうなっていますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事務局  | かわせみホールは空調が使えないため、ステージでの練習のみ使用しています。                                  |
| D 委員 | 就学援助費の準要保護の予算額はどうなっていますか。                                             |
| 事務局  | 令和 5 年度と同様の対象者で計上しています。就学援助の対象者の改正は市長選後に予定しています。                      |
| C 委員 | 会計年度任用職員の「勤勉手当」が増額になるということですが、そもそも勤勉手当とはどういうものですか。                    |
| 事務局  | 職員の勤務の状況及び人事評価の結果に応じて支給するものです、令和 6 年度より会計年度任用職員も対象となるものです。            |
| C 委員 | サインや表示は文化財に対してするものですか。駐車場の表示もですか。                                     |
| 事務局  | うきはブランド推進課商工振興係と連携して実施する予定ですが、予算は文化財保護係で計上しています。                      |
| 教育長  | ほかにご意見・ご質問はありませんか。なければ議決を求めます。                                        |
| 全委員  | 賛成                                                                    |
| 教育長  | では、協議事項について、事務局の説明をお願いします。                                            |
| 事務局  | 協議事項(1) 令和 6 年度学年始休業日は、うきは市立小中学校管理規則第 3 条の規定により、令和 6 年度学年始休業日を協議願います。 |
| 教育長  | 4 月 4 日までとしてよろしいですか。                                                  |
| 全委員  | 賛成                                                                    |
| 教育長  | (2) 卒業式・入学式について、事務局の説明をお願いします。                                        |
| 事務局  | 令和 5 年度卒業式、令和 6 年度入学式について、別紙のとおりとしています。確認をお願いします。                     |
| 教育長  | 別紙の表のとおりでよろしいですか。                                                     |

|     |                                                                                                                                             |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                          |
| 教育長 | 協議事項（３）請願書（浮羽中学校の評定誤り）に対する審議については非公開とするため、最後に協議したいと思いますがよろしいですか。                                                                            |
| 全委員 | 賛成                                                                                                                                          |
| 教育長 | では、報告事項について、事務局の説明をお願いします。                                                                                                                  |
| 事務局 | 報告事項（１）区域外就学については６名の申し出があっており、国立・私立学校への就学が４名、教育的配慮による理由が２名となっており、全て承認しています。（２）生徒指導上の諸問題に関する実態調査については、令和６年１月分のいじめ、不登校兆候、不登校等の状況について、事務局より説明。 |
| 教育長 | 何かご意見・ご質問はありませんか。                                                                                                                           |
| B委員 | 中学３年生の不登校は減ってきていますか。                                                                                                                        |
| 事務局 | 中学３年生は減ってきています。                                                                                                                             |
| C委員 | 不登校対応指導員２名はどこにいるのですか。                                                                                                                       |
| 事務局 | キーノートの職員２名のことになります。                                                                                                                         |
| C委員 | 家庭訪問もしていますか。                                                                                                                                |
| 事務局 | 家庭訪問も実施しています。                                                                                                                               |
| 教育長 | 教育相談部会等の会議にも出席しています。                                                                                                                        |
| 教育長 | その他について、事務局の説明をお願いします。                                                                                                                      |
| 事務局 | その他の（１）行事予定表により３、４月の主な行事予定を説明。３月６日（水）が教職員の異動内示となっているため同日１２時から臨時教育委員会を開催いたします。また３月２９日が退職者辞令交付式、４月１日が定例教育委員会と辞令交付式となります。                      |
| 教育長 | 次に協議事項（３）請願書（浮羽中学校の誤評定）に対する審議について                                                                                                           |

|     |                                                                |
|-----|----------------------------------------------------------------|
| 全委員 | <p>協議事項については非公開としてよろしいですか。</p> <p>賛成</p>                       |
| 教育長 | <p>協議事項について</p> <p>(1) 請願書（浮羽中学校の評定誤り）の審議について</p> <p>※ 非公開</p> |
| 教育長 | <p>それでは、全ての審議が終了しましたので、第３回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>                |